

## 微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（1）

### 1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考	
		年 月	月計（台）	累計（台）		
大阪市箕面市大字粟生間谷 2897 番及び 2897 番 5	P C B 汚染物 （微量 P C B 汚染廃電気機器等）	平成 30 年 4 月	2	5	・平成 30 年 1 月 10 日処理開始	

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材の PCB 濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）をもって処理完了とする。

### 2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m <sup>3</sup>	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m <sup>3</sup>			－	－	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状の PCB 等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気的环境基準

## 微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（２）

### 1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※ <sup>1</sup> 台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
大阪府大阪市住之江区北加賀屋五丁目 30 番	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成30年 4月	1	4	・平成30年2月6日処理開始

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）をもって処理完了とする。

### 2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※ <sup>2</sup>
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>			－	0.01	0.1 ※ <sup>3</sup>
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m <sup>3</sup>	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※ <sup>4</sup>
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m <sup>3</sup>			－	－	0.6 ※ <sup>5</sup>

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環企大141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環企大141号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気的环境基準

## 微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（3）

### 1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考	
		年 月	月計（台）	累計（台）		
奈良県葛城市疋田 668 番 1	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成30年 4月	1	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成29年12月19日処理開始</li> <li>• 平成30年4月22日処理完了</li> </ul>	

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）をもって処理完了とする。

### 2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	平成29年12月18日	平成30年1月24日	0.0000076	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>			0.0000030	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m <sup>3</sup>	平成29年12月18日 ～19日	平成30年1月24日	0.00033	—	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m <sup>3</sup>			0.014	—	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の大気環境基準

## 微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（４）

### 1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※ <sup>1</sup> 台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
滋賀県大津市南郷三丁目字師匠野625番及び641番3並びに630番並びに641番並びに字平津東山670番4	PCB汚染物 (微量PCB汚染廃電気機器等)	平成30年 4月	2	2	・平成30年3月7日処理開始

(注) ※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）をもって処理完了とする。

### 2. 環境関係測定結果

項 目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 (活性炭塔出口)	PCB 濃度	$\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※ <sup>2</sup>
	ダイオキシン類濃度	$\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$			－	0.01	0.1 ※ <sup>3</sup>
環境大気 (敷地境界)	PCB 濃度	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※ <sup>4</sup>
	ダイオキシン類濃度	$\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$			－	－	0.6 ※ <sup>5</sup>

(注) ※2. 環境庁通達（昭和47年環企大141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環企大141号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気的环境基準



## 微量 PCB 汚染物の無害化处理実績等 (6)

### 1. 無害化处理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績 (処理完了※1台数)			備考	
		年月	月計 (台)	累計 (台)		
北海道河東郡上士幌町字黒石平1番1	PCB汚染物 (微量PCB汚染廃電気機器等)	平成30年 4月	0	0	・平成30年4月20日処理開始	

(注) ※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化处理終了を確認した日 (マニフェスト処分終了日) でもって処理完了とする。

### 2. 環境関係測定結果

項目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 (活性炭塔出口)	PCB 濃度	mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	— 【測定対象外】	— 【測定対象外】	—	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>			—	0.01	0.1 ※3
環境大気 (敷地境界)	PCB 濃度	μg/m <sup>3</sup>	— 【測定対象外】	— 【測定対象外】	—	—	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m <sup>3</sup>			—	—	0.6 ※5

(注) ※2. 環境庁通達 (昭和 47 年環大企 141 号) に定める排ガスの排出許容限界 (液状の PCB 等の焼却施設に係る基準値準用)

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準 (廃棄物焼却炉等に係る基準値準用)

※4. 環境庁通達 (昭和 47 年環大企 141 号) における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の環境基準

## 微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（7）

### 1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考	
		年 月	月計（台）	累計（台）		
千葉県千葉市中央区蘇我町二丁目1378番1	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成30年 4月	0	0	・平成30年4月25日処理開始	

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

### 2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m <sup>3</sup>	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m <sup>3</sup>			－	－	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の大気環境基準